

## 浜松市の学童等災害共済事業

学童等災害共済制度とは、浜松市教育委員会に申請し、子ども会活動中に災害を受けた場合に見舞金を受けることができます。

加入する子どもは、

浜松市内の小・中・特別支援学校等に在籍し、浜松市に住民票があること。

加入期間は、

加入は、4月1日から翌年3月31日まで

会費は、

会費は、1人年額80円です。ただし、浜松市が1/2を負担しますので40円が保護者負担です。子ども会では会費の納入はしません。学校から会費を納入する手続きをしてもらっています。

見舞金

① 死亡見舞金 200万円

② 障害見舞金

1 歯に歯科補綴を加えた場合（永久歯に限る）1本当たり4.5万円（2本まで）

2 歯が破折・脱落した場合（永久歯に限る）1本当たり5千円

※ 子ども会の活動及び市長が特に認めた活動の場合は、3本以上の歯科補綴も給付されます。

浜松市の学童等災害共済事業のHPから抜粋しました。

浜松市子ども会連合会